

公益社団法人自動車技術会 組織運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会（以下、「本会」という。）定款第3条支部、第5章役員、第9章専門組織等及び第10章事務局の規定に基づき、本会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 支部

(設置)

第2条 本会は、以下の地域に支部を設置する。

- (1) 北海道支部（北海道）
- (2) 東北支部（青森県、秋田県、岩手県、福島県、宮城県、山形県）
- (3) 関東支部（茨城県、神奈川県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、栃木県、新潟県、長野県、山梨県）
- (4) 中部支部（愛知県、石川県、岐阜県、静岡県、富山県、福井県、三重県）
- (5) 関西支部（愛媛県、大阪府、岡山県、香川県、京都府、高知県、滋賀県、島根県、徳島県、鳥取県、奈良県、広島県、兵庫県、山口県、和歌山県）
- (6) 九州支部（大分県、沖縄県、鹿児島県、熊本県、佐賀県、長崎県、福岡県、宮崎県）

2 支部の新設、廃止又は統合を行う場合は、理事会の議決をもって行うものとする。

(支部長)

第3条 前条の全ての支部には、支部長を置く。

2 支部長は、支部担当理事がこれにあたる。

(会員)

第4条 名誉会員、正会員及び学生会員は、当該会員の連絡先住所の所在地をもって、その所在地を所管する支部に所属するものとする。

(組織及び運営)

第5条 支部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

第3章 役員

(設置)

第6条 本会は、定款第20条に基づき、次の代表理事及び業務執行理事を置く。

- | | |
|------------|----------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名以上2名以内 |
| (3) 支部担当理事 | 6名 |
| (4) 総務担当理事 | 1名以上 |
| (5) 会計担当理事 | 1名以上 |
| (6) 技術担当理事 | 1名以上 |
| (7) 規格担当理事 | 1名以上 |
| (8) 編集担当理事 | 1名以上 |
| (9) 国際担当理事 | 1名以上 |

(10) 常務理事 1名

- 2 前項第1号の会長をもって代表理事とする。
- 3 前項第3号から第9号までの役員をもって、会務担当理事とする。
- 4 前項第3号から第9号までの合計人数は、19名以上24名以内とする。
- 5 前項第2号から第10号までの役員をもって業務執行理事とする。

(選任)

第7条 役員の選任方法は、理事会が別に定める。

(職務及び権限)

第8条 役員の職務及び権限は、定款第22条に基づき、理事会が別に定める。

第4章 会議及び専門組織等

(理事会)

第9条 本会は、本会の業務を執行するため、定款第6章に基づき、理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。
- 3 理事会の職務及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(支部担当理事会)

第10条 本会は、支部の運営に関する業務連絡及び調整のため、支部担当理事会を置く。

- 2 支部担当理事会は、会長、副会長、支部担当理事、総務担当理事、会計担当理事及び常務理事をもって構成する。
- 3 支部担当理事会の運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(担当理事会)

第11条 本会は、担当理事間の業務連絡及び調整のため、担当理事会を置く。

- 2 担当理事会は、第6条第1号、第2号及び第4号から第10号の役員をもって構成する。
- 3 担当理事会の運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(だいじん会)

第12条 本会は、運営方針に対する名誉会員の意見を聞くため、だいじん会を置く。

- 2 だいじん会は、名誉会員、並びに第6条第1号から第5号及び第10号の役員をもって構成する。
- 3 前項のほか、会長が必要と認める者は出席することができる。
- 4 だいじん会の運営に関し必要な事項は、総務担当理事が別に定める。

(専門組織等)

第13条 本会は、定款第5条に掲げる事業を推進するため、定款第42条に基づき、次の専門組織を置く。

- (1) 運営企画会議
- (2) 技術会議
- (3) 教育会議
- (4) 編集会議
- (5) 規格会議
- (6) 表彰会議
- (7) 全日本学生フォーミュラ会議
- (8) 展示会企画会議
- (9) 新連携創生センター

- 2 前項の専門組織の構成及び運営については、理事会が別に定める。

(諮問機関等)

第14条 前条の専門組織のほか、会長は理事会の傘下に諮問機関等を設置することができる。

2 前項の諮問機関の構成及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

第 5 章 事務局

(設置)

第 15 条 本会は、本会の事務を処理するため、次の事務局を置く。

(1) 本部事務局

(2) 支部事務局

2 前項第 1 号の本部事務局をもって、定款第 43 条に定める事務局とする。

3 第 1 項の事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(事務局長)

第 16 条 事務局長は、定款第 43 条に基づき、会長が理事会の承認を得て任命する。

第 6 章 補則

(処理基準)

第 17 条 この規則の運用に必要な細則については、運営企画会議において処理基準を定め、これによるものとする。

(改廃)

第 18 条 この規則の改廃については、運営企画会議において審議し、理事会の議決を経なければならぬ。

附 則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。 (2011 年 4 月 1 日登記)

2 第 6 条第 1 項の会務担当理事定数の改正は、2017 年 2 月 1 日から施行する。第 4 回理事会決議 (2017 年 1 月 27 日)

3 専門組織「共同研究センター」から「新連携創生センター」への名称変更 (第 2 回理事会決議 / 2022 年 7 月 21 日) に伴い、第 13 条 (9) の名称も変更する。